

＜ 来島海峡大橋塔頂体験に関する注意事項 ＞

1. 来島海峡大橋塔頂体験への参加を希望される方は、次に掲げる事項に該当する場合、塔頂体験に参加することができません。

- ・法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をなしたと認められるとき。
- ・厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると、明らかに認められるとき。
- ・参加応募者は安全管理上の観点より、補助具なしで自ら2Km以上の歩行ができ、階段の昇降ができることを前提とします。（塔内は基本的にエレベーターによる移動ですが、一部階段の昇降があります）
- ・高所恐怖症ならびに閉所恐怖症（塔内、若干の該当箇所あり）の方。
- ・小学生以下の方。（中学生よりは参加が可能。ただし、保護者の同伴がない方の参加はできません。）
- ・他の塔頂体験参加者に著しく迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- ・当社もしくは当社の従業員（当社が委託する社もしくは当社の委託する社の従業員を含む）に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- ・塔頂体験の参加者が、体験が始まって、なお、飲食されているとき。
- ・塔頂体験参加者が、明らかに酒気を帯びていると主催者が判断したとき。
- ・塔頂体験の参加者が、ナイフ、拳銃、発火物、爆発物などの危険物やその他、法令により所持が禁止されているものを持ち込もうとしたとき。
- ・塔頂体験の参加者が、故意又は過失により施設の破損又は物を落としたとき。
- ・塔頂体験の参加者が、ヘルメット等の安全装備品の着用義務を拒んだとき。
（ただし、主催者側の厳正な管理の下、催行中に着用を解除する場合はこの限りではない。）
- ・塔頂体験の参加者が、当社の従業員（当社が委託する社の従業員も含む）の指示に従わないとき。

2. 塔頂体験参加者は、次に掲げる注意事項を順守してください。

- ・スニーカー、長ズボンなどの動きやすく皮膚の露出の少ない服装でご参加ください。
（スカート、革靴、ハイヒール、スポーツサンダルを含むサンダル類などは安全管理上より着用許可を見合わせております）
- ・手荷物は、原則として塔頂体験（遊覧船・塔頂）参加時の場面では持ち込まないでください。
- ・貴重品等は各自の責任にて保管をお願いします。
- ・スマートフォンによる撮影機器以外の機器媒体（カメラ、ビデオカメラ、双眼鏡等）の使用を希望される方は、塔頂体験への持ち込みはこれらの中から原則 1 点限りとさせていただきます。

- ・スマートフォン、カメラ、ビデオカメラ、双眼鏡、（眼鏡含む）を使用される場合は、落下防止のため、首部からのストラップ類を必ず着用している状態としてください。
- ・撮影は安全管理上、撮影が可能な場所でのみお願いします。
- ・その他、紙類、小銭等ポケット中の物を落下させないように注意してください。
- ・滑りやすいところ、つまずきやすいところ、急な階段、狭くて頭を打つ恐れがあるところ等があるので、ご注意ください。
- ・高所等で危険な行為は禁止です。
- ・塔頂体験中の喫煙は禁止です。
- ・機械のスイッチなどに触らないでください。
- ・道路面より下では走行車両からの落下物がある可能性があるのでご注意ください。

3. 塔頂体験参加者は、次に掲げる事項について、予めご了承ください。

- ・エレベーターの搭乗時には必ずしも同一グループ毎にならないことがあります。
- ・所持品（貴重品等）の落下物対策の徹底をお願いします。

4. 異常気象等の原因により、塔頂体験を中止させていただく場合がございます。予めご了承ください。

5. 塔頂体験実施中、塔頂体験参加者の妨げにならない範囲で、当社の広報用として体験実施風景を撮影させていただく場合がございます。予めご了承ください。

主催：本州四国連絡高速道路株式会社

 **本四高速**

企画・運営：株式会社しまなみ

 **SHIMANAMI**